

令和6年10月29日付け県公報第565号公告（大規模小売店舗立地法第6条第2項届出（有賀園モール沼津））中、次のとおり訂正する。

ページ

箇所

1

3 変更事項(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

誤

項目		変更前	変更後
開店時刻及び閉店時刻	株式会社フィットハウス	10：00～20：00	—
	株式会社有賀園ゴルフ	—	9：00～20：00
	DMCホールディングス株式会社	—	7：00～20：00
	株式会社上州屋	—	24時間
駐車場を利用できる時間帯		9：30～20：30	24時間
荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設①	8：45～9：45	6：00～22：00
	荷さばき施設②	8：45～9：45	6：00～8：45

正

項目		変更前	変更後
開店時刻及び閉店時刻	株式会社フィットハウス	10：00～20：00	—
	株式会社有賀園ゴルフ	—	9：00～20：00
	DCMホールディングス株式会社	—	7：00～20：00
	株式会社上州屋	—	24時間
駐車場を利用できる時間帯		9：30～20：30	24時間
荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設①	8：45～9：45	6：00～22：00
	荷さばき施設②	8：45～9：45	6：00～8：45